

石狩市自治基本条例の見直しに関する パブリックコメントの実施について

企画経済部企画課

1. 石狩市自治基本条例見直しの要否について【市の原案】

市では、石狩市自治基本条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて、市民を含む「石狩市自治基本条例懇話会」を設置し検証を行ってきました。このたび、条例の条文については、特に変更、修正の必要はないとすることなどを盛り込んだ懇話会の報告書（素案）ができたことを受け、市としても、これを尊重して対応したいと考えます。

この市の見解について、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

2. 説明

市では、まちづくりの理念や基本ルールを定めた「自治体運営のルール」である石狩市自治基本条例を平成 20 年 4 月 1 日に施行しました。この条例を制定するに当たっては、市民を中心とした会議「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で、およそ 1 年をかけて議論を重ね、条例の骨子を検討しました。この市民会議から平成 19 年 4 月に市へ提言書をいただき、その内容を最大限踏まえた上で、石狩市自治基本条例は作られました。

この条例は、まちづくりの理念や基本的な事項を定め、まちづくりに関する最高規範として位置付けしたものであることから、頻繁に改正するような性格の条例ではないものの、時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければなりません。

条例第 30 条において、「市は、5 年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」としています。

条例施行から 5 年目を迎えた平成 24 年度の見直しでは、地方自治法の改正に伴い第 16 条総合計画の条文を改正しました。

条例施行から 10 年目を迎える本年度は、この条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについての検証を市民参画の下で行うため、市民を含む「石狩市自治基本条例懇話会」を設置しました。これまでに 5 回の懇話会を開催し、このたび「石狩市自治基本条例懇話会報告書（素案）」がまとまりました。

懇話会では、市がどのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて条例の各章ごとの振り返りや、関連する他の条例などについて市から報告した上で、社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかという視点から、条文すべてを確認し、条例見直しの要否についての検討が行われました。

検討の結果、まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合しているものと判断し、条例の条文については、特に改正の必要はないとの結論にいたりました。市としても「石狩市自治基本条例懇話会報告書（素案）」を尊重して対応したいとするものです。